

水質汚濁防止法に基づく届出に関する注意事項

栃木県環境森林部環境保全課

水質汚濁防止法に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に関する届出は、以下を参考にしてください。

1 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設設置（使用、変更）届出書【様式第1】

<p>手続の概要</p>	<p>設置：特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき、あらかじめ届け出なければなりません。</p> <p>使用：新たに特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった施設を既に設置しているとき、届け出なければなりません。</p> <p>変更：既に設置している施設について、その構造、使用の方法等を変更しようとするとき、あらかじめ届け出なければなりません。</p>
<p>根拠規定</p>	<p>設置：水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項</p> <p>使用：水質汚濁防止法第6条第1項</p> <p>変更：水質汚濁防止法第7条第1項</p>
<p>届出期間</p>	<p>設置：設置工事着手の60日前まで</p> <p>使用：特定施設となった日から30日以内</p> <p>変更：変更（変更工事着手日、実際に変更を行う日等）の60日前まで</p>
<p>添付書類</p>	<p>添付資料「別紙及び参考資料」を添付するほか、必要に応じて、以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の構造図、配置図 ・ 処理施設の構造図、配置図 ・ 工場又は事業場の位置図及び平面図 ・ 設計計算書等 <p>注1 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設等（有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設）に係る届出の場合は、法に基づく構造基準等を遵守していることを明示する図面等及び省令で定める管理要領を添付すること。</p> <p>注2 栃木県生活環境の保全等に関する条例第19条に規定する特定有害物質使用施設に係る届出の場合は、以上の書類に加えて、条例に基づく特定有害物質管理基準を遵守していることを明示する図面等を添付すること。</p>
<p>届出書の宛先</p>	<p>宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長</p> <p>宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長</p>
<p>届出書の提出先</p>	<p>施設設置場所を管轄する市町村環境担当課</p>
<p>提出部数</p>	<p>正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部）</p> <p>※ 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。</p>

2 氏名等変更届出書【様式第5】

手続の概要	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、氏名若しくは住所（法人の場合、名称、代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地）又は当該施設を設置する工場若しくは事業場の名称又は所在地を変更したときに届け出なければなりません。
根拠規定	水質汚濁防止法第10条第1項
届出期間	変更後30日以内
届出書の宛先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町村環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） ※ 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。
備考	市町村合併により住所が変更されたときは届出不要です。

3 特定施設使用廃止届出書【様式第6】

手続の概要	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、当該施設の使用を廃止したときに届け出なければなりません。
根拠規定	水質汚濁防止法第10条第1項
届出期間	変更後30日以内
届出書の宛先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町村環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） ※ 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

4 承継届出書【様式第7】

手続の概要	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割によって、当該届出をした者の地位を承継したときに届け出なければなりません。
根拠規定	水質汚濁防止法第10条第1項
届出期間	変更後30日以内
届出書の宛先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町村環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） ※ 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

<管轄一覽>

名 称	所在地・電話番号等	担 当 区 域
宇都宮市 環境部 環境保全課	〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 TEL 028-632-2407 FAX 028-635-4922	宇都宮市
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 TEL 0288-23-1000 FAX 0288-21-1181	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 TEL 0285-81-9002 FAX 0285-81-9006	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9 TEL 0287-22-2277 FAX 0287-28-9077	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL 0283-23-4445 FAX 0283-22-5113	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL 0285-22-4309 FAX 0285-26-2000	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町